奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分等に関する事務処理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（令和７年３月奈良県広域水道企業団企業管理規程第４０号。以下「規程」という。）第４条第１項の指定を受けた奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に対して行う規程第１６条及び第１７条に規定する処分に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和７年２月条例第３５号）、規程及び奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱において使用する用語の例による。

（違反行為の調査、報告等）

第３条　事務所長（以下「所長」という。）は、指定工事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行うものとする。

２　所長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するものとする。

３　所長は、当該指定工事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

（文書による注意）

第４条　所長は、当該指定工事業者に対して前条第２項の是正指導をしても改善されない場合、是正するよう文書で厳重注意を行うものとする。また、前条第３項のてん末書の提出がない場合、当該指定工事業者に対して、てん末書を提出するよう文書で厳重注意を行うものとする。

（行政処分）

第５条　所長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し等が必要と認められるときは、企業長に報告するものとする。

（意見陳述の手続等）

第６条　企業長は、前条の報告を受け、当該違反行為の内容が指定取消し等の処分に該当すると認めるときは、審査委員会の開催に先立ち、奈良県広域水道企業団行政手続条例（令和７年２月企業団条例第１４号）及び奈良県広域水道企業団聴聞手続規則（令和７年３月奈良県広域水道企業団規則第９号）に定める不利益処分についての弁明の機会の付与又は意見陳述のため聴聞の手続きを行うものとする。

２　弁明の機会の付与にあっては、弁明書の提出を求めるものとする。

３　聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

４　聴聞は、主管課長が主宰する。

５　その他意見陳述のための手続に関しては、奈良県広域水道企業団行政手続条例及び奈良県広域水道企業団聴聞手続規則に定めるところによる。

６　聴聞を終結したときは、速やかに聴聞調査、聴聞報告書及び処分案を企業長へ報告し、委員会の開催の要否について、意見を具申することができる。

（委員会の開催等）

第７条　企業長は、前条の手続を経て委員会の開催の要否を決定する。

２　委員会は、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱により実施する。

３　委員長が必要と判断したときは、水道技術管理者その他委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

（処分の決定）

第８条　企業長は、前条に規定する委員会の審査結果を基に指定取消し等の処分を決定する。

２　規程第１７条に規定する「やむを得ないと認める事情があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1)　違反行為が故意でなく、悪質でもなく、及びその損害が軽微と認められる場合

(2)　その他、企業長が特に認めた場合

（処分の通知）

第９条　企業長は、指定取消し等の処分を行うときは、被処分者に対し当該処分の通知を行うものとする。

２　企業長は、指定取消し等の処分を行う場合には、規程第18条の規定

に基づき公示を行わなければならない。

（国土交通大臣への報告）

第１０条　企業長は、法第２５条の４に定める給水装置工事主任技術者が、法に違反する行為を行ったと認めるときは、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

（処分の基準）

第１１条　この要綱に定める指定取消し等の処分の基準は、別表のとおりとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、指定取消し等の処分に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１１月４日から施行する。

別表

奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

※水道法施行規則(昭和３２年厚生省令第４５号。以下「規則」という。)

１　指定要件違反

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
１	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	法第２５条の１１第１項第１号 規則第２１条	法第２５条の３第１項第１号 規則第２１条
２	国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し		法第２５条の３第１項第２号 規則第２０条
３	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの（精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）であることが判明したとき。	指定取消し		法第２５条の３第１項第３号イ 規則第２０条の２
４	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し		法第２５条の３第１項第３

				号ロ
5	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し		法第２５条の３第１項第３号ハ
6	指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し		法第２５条の３第１項第３号ニ
7	業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者であることが判明したとき。			法第２５条の３第１項第３号ホ
	①　無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は指定停止６月以下		
	②　道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止６月以下		
	③　施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止３月以下		
	④　施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止６月以下		
	⑤　研修の機会を確保しなかったとき。	文書注意		
	⑥　文書注意に従わないとき。	文書警告		

	⑦　文書警告に従わないとき。	指定停止３月以下		
	⑧　その他の違反行為（主として企業長の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後企業長の検査を受けなかったとき。）	指定停止６月以下		

２　給水装置工事主任技術者選任等義務違反

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
１	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し	法第２５条の１１第１項第２号	法第２５条の４第１項第２項 規則第２１条第１項第２項
２	給水装置工事主任技術者が２以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止３月以下		法第２５条の４第１項 規則第２１条第３項

３　届出義務違反

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
１	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し	法第２５条の１１第１項第３号	法第２５条の７ 規則第３４条

2	休止届、廃止届、再開届の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し		法第２５条の7 規則第３５条

4　事業の運営基準違反

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
1	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定取消し	法第２５条の１１第１項第４号	法第２５条の８ 規則第３６条 第1号
2	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止１月以下		法第２５条の８ 規則第３６条 第2号
3	企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止６月以下		法第２５条の８ 規則第３６条 第3号
4	水道法施行令第６条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止６月以下		法第２５条の８ 規則第３６

				条 第５号イ
５	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止３月以下		法第２５条の８ 規則第３６条 第５号ロ
６	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録をさせなかったとき、又は、当該記録をその作成の日から３年間保存しなかったとき。	指定停止３月以下		規則第３６条 第６号

５　工事施行に関する義務違反

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
１	給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止３月以下	法第２５条の１１第１項第５号	法第２５条の９
２	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は偽の報告若しくは虚資料の提出をしたとき。	指定停止３月以下	法第２５条の１１第１項第６号	法第２５条の１０
３	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定停止６月以下	法第２５条の１１第１項第７号	

６　不正申請

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
1	不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	法第２５条の１１第１項第８号	

7　累積違反

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
1	事業者が、最初の指定停止処分（以下「原始処分」という。）を受けた後、再度違反行為を行ったことにより指定停止処分を受け、さらに違反行為（以下「原因行為」という。）を行った場合において、原因行為について指定停止処分を行うべきものと認められ、かつ、原因行為が原始処分の決定の日から２年以内に行われたとき。	指定取消し	法第２５条の１１第１項第１号	法第２５条の３第１項第３号ホ